

黒川地区小中学校新設事業  
実施方針

平成 17 年 6 月 21 日

川崎市

## はじめに

川崎市（以下「市」という。）は、黒川地区小中学校新設事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。最終改正 平成 15 年法律第 132 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

## 目次

<b>1 . 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>3</b>
( 1 ) 事業内容に関する事項 .....	3
( 2 ) 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	8
<b>2 . 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>9</b>
( 1 ) 事業者選定の方法 .....	9
( 2 ) 選定の手順及びスケジュール .....	9
( 3 ) 応募手続き等 .....	10
( 4 ) 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	14
( 5 ) 審査及び選定に関する事項 .....	16
( 6 ) 審査結果及び評価の公表方法 .....	17
( 7 ) 提出書類の取扱い .....	17
<b>3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>18</b>
( 1 ) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	18
( 2 ) 提供されるサービス水準 .....	18
( 3 ) 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	18
( 4 ) 市による事業の実施状況の監視 .....	18
<b>4 . 立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>20</b>
<b>5 . 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> ....	<b>21</b>
<b>6 . 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</b> .....	<b>21</b>
<b>7 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</b> .....	<b>21</b>
( 1 ) 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	21
( 2 ) 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	21
( 3 ) その他の支援に関する事項 .....	22
<b>8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>22</b>
( 1 ) 議会の議決 .....	22
( 2 ) 情報公開及び情報提供 .....	22
( 3 ) 入札に伴う費用負担 .....	22

添付資料 1   リスク分担表(案)

様式 1       実施方針等に関する質問書  
様式 2       実施方針等に関する意見書

# 1. 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### 1) 事業名称

黒川地区小中学校新設事業

### 2) 事業に供される公共施設の種類

以下の機能より構成される公共施設

小中学校施設・

地域連携施設

わくわくプラザ

### 3) 公共施設の管理者の名称

川崎市長 阿部 孝夫

### 4) 事業目的

本市では、黒川はるひ野地区の開発にともない、近隣の栗木台小学校、白鳥中学校の児童生徒数の急増及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望を受け、同一敷地内に小中学校合築での建設を決定した。

本事業は、本市初の小中学校を合築するにあたり

「小中学校の9年間における連携や一貫に配慮した教育活動」

「多様な教育活動に対応できる学習環境づくり」

「新しいまちづくりにむけたコミュニティの拠点づくり」を目標に、多様な教育方法を可能とする学習空間、学年のまとまり、施設共有、地域交流等の施設整備を民間の資金や技術、運営能力を活用し、実施するものである。

### 5) 事業の範囲

黒川地区小中学校新設事業（以下「本事業」という。）は、PFI法に基づき、選定事業者が新たに小中学校施設、地域連携施設、わくわくプラザ（以下「本施設」という。）を設計・建設・工事監理業務を行い、竣工後施設を川崎市（以下「市」という。）に引渡し・所有権移転の上、これら施設の維持管理業務並びに運營業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運營業務については、従来通り市が行う。

本事業の範囲は、次のとおりとする。（具体的な業務の範囲及び内容については、8月公表予定の黒川地区小中学校新設整備事業 設計・建設業務要求水準書（案） 維持管理

業務要求水準書(案)、及び運営業務要求水準書(案)(以下「業務要求水準書(案)」という)に示す。

## **ア 設計・建設業務**

設計業務  
建設業務  
施工監理業務  
什器・備品設置業務  
市への引渡し及び所有権移転業務  
近隣対応・対策  
電波障害調査  
本施設整備に伴う各種申請等の業務  
その他これらを実施する上で必要な関連業務

事業期間中に大規模な修繕が発生しないよう施工施行すること。

## **イ 施設維持管理業務**

建物保守管理業務  
設備等保守管理業務  
什器・備品等保守管理業務  
植栽・外構等保守管理業務  
清掃業務  
環境衛生管理業務  
安全管理・警備業務  
その他これらを実施する上で必要な関連業務

大規模修繕は選定事業者の業務対象外とする。

光熱水費は、市が別途負担する。

## **ウ 運営業務**

給食業務  
地域開放業務  
その他これらを実施する上で必要な関連業務

## **6) 選定事業者の収入**

選定事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営等を行うことの対価として、市は契約条項に定めるサービス料を支払う。また施設建設に係る国庫補助金が市に交付される場合は、市は事業者の総建設費のうち国庫補助の対象となる施設に係る建設費については、所有権移転後に一括して支払うものとします。なおサービス料の支払い方法については、入札公告時に提示することとします。

## 7) 事業方式

選定事業者が本施設を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡し・所有権移転の上、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行する方式（BTO（Build, Transfer and Operate）方式）を想定している。

## 8) 事業期間

事業期間は、設計期間、建設期間、小中学校等準備期間の1年9ヶ月と、維持管理・運営を開始した日から15年とする。

## 9) 事業スケジュール

### ア 事業期間

設計・建設期間	平成18年(2006年)7月～平成20年(2008)2月
本施設の引渡し及び 所有権移転期限	平成20年(2008年)2月末日
小中学校等準備期間	平成20年(2008年)2月末日～3月末日
開校	平成20年(2008年)4月（予定）
維持管理・運営期間	平成20年(2008年)4月～平成35年(2023年)3月

### イ 契約等の締結

仮契約	平成18年(2006年)5月（予定）
本契約	平成18年(2006年)6月（予定）

## 10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、選定事業者はPFI法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年総理府告示第11号。以下、「基本方針」という。)の他、以下に掲げる関連の各種法令(施行令及び施行規則等も含む)を遵守するとともに、要綱・各種基準については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

### 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・ 駐車場法
- ・ 電気事業法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健法
- ・ 小学校設置基準
- ・ 中学校設置基準
- ・ 学校図書館法
- ・ 学校給食法
- ・ 児童福祉法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法
- ・ 学校施設の確保に関する政令
- ・ 小学校施設整備指針

- ・ 中学校施設整備指針
- ・ 学校環境衛生の基準
- ・ 学校給食衛生管理の基準
- ・ 学校体育施設開放事業の推進について（文部科学省通知）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- ・ 地方自治法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 警備業法
- ・ その他関連法令等

#### 条例等

- ・ 川崎市建築基準条例
- ・ 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例
- ・ 川崎市福祉のまちづくり条例
- ・ 川崎市火災予防条例
- ・ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
- ・ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
- ・ 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ その他の関連条例等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係法令及び市条例等についても遵守のこと。



## **(2) 特定事業の選定方法等に関する事項**

### **1) 選定方法**

本事業について、かかる業務の質が担保され、かつ市民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施することで、財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

### **2) 選定基準・手順**

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 事業者に移転されるリスクの検討
- ウ P F I 事業として実施することの定性的評価
- エ 上記ア～ウを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

### **3) 選定結果の公表方法**

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M評価を明らかにした上で、ホームページ等を通じて公表する。なお、特定事業選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者選定の方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用することとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程 (予定)		内 容
平成17年(2005年)	6月	実施方針の公表
	7月	実施方針に関する質問受付
		実施方針に関する質問回答公表
	8月	要求水準書案の公表
		要求水準書案に関する質問受付
	9月	要求水準書案に関する質問回答公表
		実施方針及び要求水準書案に対する意見招請受付 意見等に対するヒアリング
	10月	特定事業の選定
		入札公告
		入札説明書等に関する質問受付
11月	入札説明書等に関する質問回答公表	
	参加表明、資格審査申請の受付	
12月	資格審査結果通知の発送	
平成18年(2006年)	2月	提案書の受付
	4月	落札者の選定
	5月	仮契約締結
	6月	審査講評公表 選定事業者との本契約締結

(3) 応募手続き等 (P. 9の「(2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

1) 実施方針等の公表 ( )

実施方針等は閲覧に供するものとする。閲覧についての詳細は、下記に記載する。

<実施方針等の閲覧>

閲覧期間	平成 17 年 6 月 21 日 (火) ~ 6 月 28 日 (火)
閲覧時間	9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時
閲覧場所	川崎市教育委員会総務部教育施設課 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

なお、インターネットでも閲覧できる。

(本事業担当ホムペ - ジアドレス)

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

2) 実施方針等に関する質問受付 ( ) 実施方針等に関する質問回答公表 ( )

実施方針等に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

<実施方針等に関する質問の提出>

受付期間	平成 17 年 6 月 21 日 (火) ~ 6 月 28 日 (火)
提出方法	質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式 1)に記入の上、 電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピー - の郵送 (印刷物も添付)にて提出のこと。 (ファイル形式は Microsoft Excel のこと)

あて先：〒210 - 0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地明治安田生命ビル 3 階

川崎市教育委員会総務部教育施設課

電子メールアドレス [88sisetu@city.kawasaki.jp](mailto:88sisetu@city.kawasaki.jp)

### <実施方針等に関する質問回答の閲覧>

実施方針等に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

閲覧期間	平成 17 年 7 月 15 日（金）～7 月 22 日（金）
閲覧時間	9 時～12 時、及び 13 時～17 時
閲覧場所	川崎市教育委員会総務部教育施設課 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

なお、インターネットでも閲覧できる。

（本事業担当ホ - ムページアドレス）

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

### 3) 要求水準書案の公表（ ）

#### <要求水準書案の閲覧>

閲覧期間（予定）	平成 17 年 8 月 4 日（木）～ 8 月 10 日（水）
閲覧時間	9 時～12 時、及び 13 時～17 時
閲覧場所	川崎市教育委員会総務部教育施設課 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

なお、インターネットでも閲覧できる。

（本事業担当ホ - ムペ - ジアドレス）

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

### 4) 要求水準書案に関する質問受付（ ） 要求水準書案に関する質問回答公表（ ）

要求水準書案に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

#### <要求水準書案に関する質問の提出>

受付期間（予定）	平成 17 年 8 月 10 日（水）～ 8 月 16 日（火）
提出方法	質問の内容を簡潔にまとめ、本実施方針の質問書（様式 1） に記入の上、電子メ - ルでのファイル添付もしくは、フロッピー - の郵送（印刷物も添付）にて提出のこと。

（ ファイル形式は Microsoft Excel のこと）

あて先：〒210 - 0004  
川崎市川崎区宮本町 6 番地明治安田生命ビル 3 階  
川崎市教育委員会総務部教育施設課  
電子メールアドレス [88sisetu@city.kawasaki.jp](mailto:88sisetu@city.kawasaki.jp)

### <要求水準書に関する質問回答の閲覧>

要求水準書に関する質問回答を次のとおり閲覧に供する。

閲覧期間（予定）平成 17 年 9 月 7 日（水）～9 月 14 日（水）

閲覧時間 9 時～12 時、及び 13 時～17 時

閲覧場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課

川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

なお、インターネットでも閲覧できる。  
（本事業担当ホムページアドレス）  
<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

### 5) 実施方針及び要求水準書案に対する意見招請受付（ ）意見等に対するヒアリング（ ）

実施方針及び要求水準書案に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

受付期間（予定）平成 17 年 9 月 14 日（水）～ 9 月 16 日（金）

提出方法 実施方針及び要求水準書について意見・具体的提案がある場合は、その内容を本実施方針の意見書（様式 2）に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送（印刷物も添付）にて提出のこと。

（ファイル形式は Microsoft Excel のこと）

あて先：〒210 - 0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地明治安田生命ビル 3 階

川崎市教育委員会総務部教育施設課

電子メールアドレス [88sisetu@city.kawasaki.jp](mailto:88sisetu@city.kawasaki.jp)

公表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。

ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案等のうち、市が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

## 6) 特定事業の選定( )

市は、実施方針及び要求水準書に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果をホームページ等で公表する。

## 7) 入札公告( )

実施方針及び要求水準書に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等(入札説明書、設計・建設業務要求水準書、維持管理業務要求水準書、運營業務要求水準書、事業者選定基準、様式集、契約書(案)等)を公表する。

## 8) 入札説明書等に関する質問受付( ) 入札説明書等に関する質問回答公表( )

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

## 9) 参加表明、資格審査申請の受付( ) 資格審査結果通知の発送( )

応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

## 10) 提案書の受付( )

資格審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

## 11) 落札者の選定( )

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。  
審査結果は、PFI法に基づき公表する予定である。

## 12) 仮契約締結( ) 審査講評公表( ) 選定事業者との本契約締結( )

仮契約は落札者が設立する特別目的会社(SPC)と締結する。仮契約を締結した時点で、正式に当該SPCを選定事業者と決定する。

選定事業者との本契約は議会の議決を経た後、締結する。

## (4) 応募者の備えるべき参加資格要件

### 1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、一社または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。

応募者は、契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社（SPC）を設立するものとし、グループで応募した場合の代表企業及び構成企業は、SPCへの出資を行い、またSPCから直接に業務を委託し、又は請負うものとする。

本事業の対象となる業務を担う者のうち、少なくとも、建設業務を担う主たる者は、応募者の構成企業とする。

応募者の構成企業以外の者で、SPCから直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。

応募者の構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。

一応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれない。

建設業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。

### 2) 応募者の参加資格要件

応募するためには、応募者の構成企業は、各業務における平成 17・18 年度川崎市競争入札有資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

また、構成企業並びに協力企業は以下の事項を満たすことを条件とする。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。  
川崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）の規定による指名停止措置の期間中でない者。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の競争入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定

が確定された者を除く。)

本事業の業務に関わっていない者。

本事業のアドバイザー業務を委託した、財団法人 日本経済研究所、財団法人 日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社 久米設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所、並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

最近1年間において法人税、事業税、川崎市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

審査委員の所属する企業及びその企業と資金面もしくは人事面において関連がないものであること。

さらに、応募者の構成企業及び協力企業のうち建設業務を行う企業及び設計業務を行う企業は、以下の資格要件を満たしていなければならない。

#### 建設業務を行う企業

- ・建設業法第3条第1項の規定に基づく、建設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、建築一式工事を担うものは、平成17・18年度川崎市競争入札有資格者名簿(工事請負)において「建築」に登載されており、元請としての施工実績を有すること。
- ・平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、RC造延床面積7,000㎡以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

#### 設計業務を行う企業

- ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、RC造延床面積7,000㎡以上の公共施設の設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。
- ・平成17・18年度川崎市競争入札有資格者名簿(業務委託)において「建築設計」に登載されていること。

#### 工事監理業務を行う企業

- ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、RC造延床面積7,000㎡以上の公共施設の工事監理の実績を有して



いること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

- ・平成 17・18 年度川崎市競争入札有資格者名簿（業務委託）において「建築設計」に記載されていること。

維持管理業務を行う企業

- ・平成 17・18 年度川崎市競争入札有資格者名簿（業務委託）において当該業務に記載されていること。

\* なお競争入札参加資格申請については、財政局契約課に問い合わせること。

## **（５）審査及び選定に関する事項**

### **１）審査に関する基本的な考え方**

審査は、学識経験者等で構成する黒川地区小中学校新設事業 P F I 事業審査委員会（以下「審査会」という。）にて行うものとし、審査会のメンバー及び審査会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査会において、整備計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。

審査会において、落札者を選定するまでの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

### **２）審査手順に関する事項**

審査は、以下の手順により行うこととする。

資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに整備計画、維持管理計画、運営計画及び資金計画等を総合的に審査する。

### **３）落札者の選定**

市は、審査会における優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

ただし、落札者の代表企業及び構成企業に本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その落札者を失格とする。

## **( 6 ) 審査結果及び評価の公表方法**

審査の結果は記者発表及び黒川地区小中学校新設事業担当ホ - ムペ - ジ等を通じて公表する。

## **( 7 ) 提出書類の取扱い**

### **1 ) 著作権**

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、本提案書は返却しない。

### **2 ) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

### **3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

##### **1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### **2) 予想されるリスクと責任分担**

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料 1 リスク分担表(案)によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

#### **(2) 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、8月に公表予定の業務要求水準書(案)に提示する。

#### **(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項**

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する契約書(案)に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

#### **(4) 市による事業の実施状況の監視**

##### **1) モニタリングの実施**

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書(案)に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### **2) モニタリングの時期**

基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

#### 施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

#### 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

### 3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

### 4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、市の負担とする。

### 5) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、支払いの延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

#### 4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

所在地等	川崎市麻生区黒川字柳之町1256-5番地 他 (黒川特定土地区画整理敷地内)
敷地概要	敷地面積：約24,356㎡ 延床面積：約15,000㎡～18,000㎡ 用途地域：第1種中高層住居専用地域(北側隣地用途地域境) 建ぺい率：60% 容積率：200%(地区整備計画により100%に制限) 防火指定：準防火地域
施設概要	1.小中学校施設 小学校18クラス、中学校9クラス 体育館、食堂、特別活動室、格技室、給食室、プール、屋外運動場 2.地域連携施設 3.わくわくプラザ
周辺状況	黒川・はるひ野地区は、東京都心より西方約27km、川崎市中心部より約23kmの市境に位置し、東西約1.5km、南北約1.3kmの区域にある。市境ということで、東京都多摩市及び稲城市に隣接している。 近隣には平成16年末に小田急多摩線はるひ野駅が開駅した。また京王相模原線若葉台駅にも隣接している。

その他の立地条件は、8月に公表予定の設計・建設業務要求水準書(案)を参照すること。

## 5．事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6．事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は契約書の定めに従い選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市で協議を行う。

## 7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### （1）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### （2）財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法第 16 条に基づき施設・設備の整備に対する国庫及び県の補助金の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。また、市及び選定事業者は共に当該補助金を受けられるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続き・報告等を行う。

選定事業者に対して市としては補助金・出資の支援は行わない。

### (3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

本事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。

その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 17 年(2005 年)市議会 9 月定例会に提出予定。

P F I 契約に関する議案を平成 18 年(2006 年)市議会 6 月定例会に提出予定。

### (2) 情報公開及び情報提供

「川崎市情報公開条例」に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、記者発表及びインタ - ネット等を通じて行う。

### (3) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

川崎市 教育委員会総務部教育施設課

住 所：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地

明治安田生命ビル 3 階

電 話： 044-200-3271